

第3図 太陽ノ光ト齒 光ヲ食ベヨ, 第4図 飲料水ノ適不適ガ齒ノ發育ニ關係スル, 第5図 間接清掃性食物, 第6図 直接清掃性食物, 第7図 停滯性食物トハ, 第8図 醗酸性食物とは, である. 更にムシ齒の予防法の項は, 学童に対する齒科教育, 授業課目に対する応用, 齒科衛生訓練などに分けて記述されていて, 齒科衛生訓練は更に細分され, (1) 咀嚼教練, (2) 洗口訓練, (3) 齒刷牙子教練, として詳細な記述は, 小児に対する齒科教育の重要性を示したものと思われた.

本冊子の最終ページと奥付には, それぞれ昭和4年5月25日発行 編集兼発行人, 高津式, 日本齒科医師会齒科衛生教育部とあり, 奥付には, 昭和元年12月25日発行 発行兼編集者 高橋直太郎, 発行所 大日本齒科医学会とあり, 異なった記載であり, 始めに印刷されてから, 実際に頒布されるまでに複雑な何かがあったと思われる.

なお, 本冊子の事であると思われる記載が東京府齒科医師会編 府内小学校に於ける口腔衛生に関する調査の46ページに記載されていることと併せて報告した.

16) 後水尾天皇の御齒

上野 乃武 弥
田 中 照 代
杉 本 茂 春

はじめに

日本医史学会関西支部学会において, 杉立義一先生から発表されたのをうけて, 昭和60年4月4日, 吉岡新一先生のきもいりで, 京都市, 大本山妙蓮寺塔中, さくら満開の玉竜院を訪い, 後水尾天皇の御齒, 二本を直接手にとって拝見した.

一本は小白齒で, 黄銅製舍利容器に納められて青銅製三重仏塔型舍利塔に安置され, さらに, 『仙洞御齒』と金泥で銘記された黒漆塗り縦短冊型小箱に収めるという嚴重さで, 最も貴重な仏齒の扱いであった.

また, いま一本は大臼齒で, 『新院御齒』と墨

書された和紙に包まれて保管, 代々口中医として禁中に奉仕した丹波康頼系譜通系の親康家に秘藏されていたもの.

抜いた齒か, 抜けた齒か

I. 上顎右側第二小白齒

1) 外觀はやや大形, 近心裂溝はみられない. 齒根は太くて圧扁されず, やや短い.

2) 全体, 淡黄褐色の汚れ, 黒褐色緻密の沈着物.

3) 齒冠部唇側エナメル質近心發育葉部に特徴のある, くぼみ状溝があって, 三つのとがりをもつ山字状の黒褐色沈着痕.

4) デント・エナメルジャンクション. エナメル質と象牙質の接際, 齒頸線に著しい特徴がある.

普通は, 唇側・舌側とも下弦, 弧状の彎曲, 近心側, 高山状. 遠心側, 低山状, 上弦, 弧状の彎曲.

本例は, 唇側, 尖頭乳房状またはくさび状の珍しい例である.

5) 近心とおぼしき隣接面に, 隣在齒との接触によって生じたと思われる $1 \times 2 \text{ mm}$, 不整楕円形の磨耗がみられ(0), 接触点を失い, 接触面を形成する. そのうえ, 齒自体の遠心傾斜(第二大臼齒が失われる等の故障によって, 第一大臼齒ともども遠心傾斜の傾向による)によって, 近心部磨耗面は汚染して, 淡い着色をみる.

6) これは, 近心に第一小白齒があり, そのあいだに間隙が生じ, 緊密なコンタクトが失われたことを物語っている. したがって, 近心隣在齒(第一小白齒または犬齒)の存否は不明.

7) 遠心とおぼしき隣接面には, 大きく広くコンタクトを失う磨耗(0) 近心部磨耗の2倍を越える広面磨耗をみる. しかも, 研ぎすまされて滑沢, 沈着物等の汚染はない. 抜去時または脱落時まで, 遠心側に第一大臼齒が存在していたことを暗示している.

以上の観察から, 右上第二小白齒とみるのが妥当と考えられる.

また, 局所的に, 齒をみるかぎり, 齒根が短

く、慢性歯周疾患に罹患した場合、容易に弛緩動揺を来とし、抜けやすい傾向にあった。

しかし、例外もあり、最終判定はむずかしく、歯根管が唇舌に分離している確率をも考慮にいれて、レントゲン検索も必要と考えられた。

II. 上顎左側第二大臼歯

他の一本は、萌出間もない若い歯で、咬耗磨耗、齲蝕等の病変を認めない。形態は尋常、仏典にみえる珂貝のような白い清潔な歯、黒褐色の沈着物が歯頸部に添って少し付着している。

頰側二根は完成して、根尖孔は挟搾しているが、口蓋根の根尖部は未完成で閉塞せず、根尖孔は直径 0.5 mm 程度の開口である。

以上の観察から、大臼歯は後水尾院御歳14~16歳、歯根完成寸前の御歯と考えられた。

いま、手のひらにすえてながめる後水尾天皇の御歯は、最も初歩的な疑問、抜いた歯か、抜けた歯か、ただ、これさえ決めかねる。

下剋上の世相

後水尾天皇（1596~1680）は、後陽成天皇の第三皇子、御名政仁、御母、近衛前久の娘、中和門院、前子。

武辺からはじまった下剋上の風潮がその頂上に近ずき、その影響がいよいよ上に及ぼうとする時代背景を生きぬかれたお方であった。

この時期の下剋上は、豊臣秀吉をして聚楽第を造営して善美を尽すというインフレ面に向かわせ、父君、後陽成天皇を人間的な悦楽にお誘いしたのに対して、徳川家康は一転して、後水尾天皇にデフレ緊縮を強要し、万事前例を踏襲するという儉約政策に閉じこめた。このように、宮廷の生活様式ならびに食事情にも伝統と慣習が強制されて、多感な青少年期を型にはまった儀礼づくめに射すくめられたうつ屈の生活におちいられた。

そのうえ、周囲の公卿には表面では、おなじことを流布しておきながら、武家徳川に尾を振る一部の公卿には多額の黄白が贈られ、豊臣によって馴らされた奢侈が身近かなものとして享受できた。

これらをみつめて、前例、儀礼、典礼などとい

う簡素な屈伏の生活は、武家権力の強化に結びつくことを憂えられ、それが精神的な痛苦となつて、強度の神経症になやまれ、うつ傾向を強められたのではあるまいか。

第二大臼歯の語り

第二大臼歯の歯根完成度からみて、14歳のころ早くも、つよい心のいたみ、強度の心身症に見舞われ、歯の動揺、弛緩、歯痛等の歯科症状になやまれ、いよいよ、こうじて抜歯、歯の脱臼に追いこまれたのではないだろうか。今日、ストレスによる歯科疾患であろう。

新院三宮政仁、満13歳1ヶ月時、あたかも、慶長14年（1609）7月4日、御父後陽成天皇の寵愛をうける5人の官女新大佐、権典侍（20歳）掌侍（16歳）菅内侍（18歳）讃岐（18歳）が若い公家、かねて好色のうわさたかい猪熊教利と兼安備後兩名との不義密通事件が発覚。

同年10月1日処刑決定、早くも同年10月17日には猪熊教利死刑、兼安備後追放、それぞれ処刑執行された。

後陽成天皇の決断による処刑ではなく、武家徳川の介入によって処刑されたのであり、多感な思春期に入った第三皇子政仁親王の胸中、波瀾なきを得なかっただろう。

新院御歯と認めた紙包みの第二大臼歯は、当時、抜歯を担当した禁中口中科医師親康氏との交情の濃やかさと新院の胸中を雄弁に物語っていると言えよう。

兼安と金保

『医心方』を著わした丹波康頼の系譜の中に、特に許されて口中科を称する親康・兼康両家の存したことは史書にも明らか。

親康氏とならぶ兼康が追放処分を受けて失脚、江戸幕府の口科医官として武鑑にその名をあらわしたのは金保道訓で、旧姓兼康は大御所徳川家康の名を犯しておそれ多いということで金保と改姓したと伝えられている。

ずるい、失脚かねやすの企てそんなことだが、秘められた真実はどうなのか。

歯科医史の立場から 後水尾天皇の事項 1

『国書総目録』巻3に、後水尾天皇の日記、記録、詩書、歌書、宸翰、129編が集録されている。

特に、日記等、事蹟に関連ありと思われるもの20編を数える。

後水尾院御日次記；19冊、日記、東山御文庫、東大史料編纂所。

後水尾天皇宸記抜書；1冊、日記、勸修寺家、等、(未見)

歯科医史の立場から 後水尾天皇の事項 2

『資勝卿記』には、寛永8年(1631)後水尾院下令の若公家之御法度がある。

1. 群集する所へ物詣りすべからざる事
1. 芝居見物すべからざる事
1. 鞆(-) (鼓) 太鼓の稽古すべからざる事
1. 鉄砲放つべからざる事
1. 兵法の稽古すべからざる事
1. 相撲見物すべからざる事
1. 三 (味) 線を弾くべからざる事
1. 遊戯すべからざる事
1. 過差を好むべからざる事
1. 馬鷹畜養すべからざる事
1. 銭之風呂に入るべからざる事
1. 歯白くすべからざる事
1. 学問稽古の事

以上。

うらをかえせば、公家のなかにも鉄漿の風習は廃され、歯を白くして、おしやれの風習が多くなっていたのであろう。

歯科医史の立場から 後水尾天皇の食事

『国書総目録』後水尾天皇の項に、
後水尾院様行幸二条城御献立
後水尾天皇二条城行幸式御献立次第
後水尾天皇二条城行幸之御献立次第
等の史料がある。(未見)

また、後水尾天皇の時代、禁中無礼講の催しがあり、この膳つき料理がだされた。その献立は

1. 本膳

焼鮓 五匹

・ (なます) (酢でしめた生魚)

芳飯 (汁かけ飯)

1. 二の膳

鳥の汁

鶉 (うづら) の焼鳥

鰻の蒲焼

香の物

以上、およそ、禁中の食事情を類推することができる。

オンライン システムによる 関連論文の検索

後水尾天皇の歯の心身症的考察をふまえて歯科と精神科、歯科と神経科に関連する研究論文の検索を、大阪大学教授、中川米造先生をわずらわせて、行なった。

昭和60年4月18日現在

歯科関係論文	31,687件
精神科関係論文	7,276件
歯科・精神科組合せ	12件
神経科関係論文	3,408件
歯科・神経科組合せ	12件

合計24編の論文を検索し得た。しかし、直接に関連する論文は勿論のこと、間接的にも関連する論文は見当らなかった。

17) 明治年代の歯科雑誌にみられる 救急蘇生法

日本学大松戸歯学部 江 川 裕 之
江 川 為 明
谷 津 三 雄

明治年代の歯科関係雑誌にみられる救急蘇生法の記載についてしらべたので報告する。

1. 歯科研究会月報第17号(明25年5月)に杉浦徳太郎が「急性中毒、解毒一覧」として「依的